

一般社団法人 医療安全推進機構 内規

機構構成員もしくは機構外部団体からの後援依頼の承認の件

第1条 本機構が直接には運営に関わることがないが、第三者が開催の主体となる企画について、本機構がその趣旨に賛同し、必要に応じて金銭的援助を除く応援、援助等を国際教育部会の承認の基行うこととする。後援依頼ができる企画者は本機構関係者もしくは本機構外部所属者とする。

第2条 主催する講演会、シンポジウム、セミナー、市民公開講座、医療機器企業ネット展示会等に関し後援依頼に際しては、下記(1)に掲げるいずれかに該当し、(2)に掲げるいずれにも該当しないことを基準として、提出された企画提案書等の内容を教育・研修委員会において審査する。

- (1) 承認できる場合
  - イ 公益性が認められる場合
  - ロ 本機構にとって有益と認められる場合
  - ハ 本機構の目的および内容に照らし、特に必要と認められるとき
- (2) 承認できない場合
  - イ 営利を目的とし、特定企業の宣伝等少数者の利益のみを目的とすると認められるとき
  - ロ 運営方法が、公正でないと認められるとき
  - ハ その他、本機構の業務の目的に照らし、適当でないと認められるとき

第3条 届け出方法

企画者は、趣意書、企画書、予算計画書を事前に届け出る。内容を国際教育部会で検討し、同部会の全会一致を以て許可することとする。事後4か月以内に活動動向概要ならびに収支報告書を届け出る。ただし、領収書を提出する必要はない。

以上